

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋

静岡県（政令市を含む）の公立高等学校の実態

（高校教育課）

県内の公立学校数及び生徒数（政令市を含む）

種別	学校数	生徒数
全日制	90校	53,618人
定時制	21校	2,334人
通信制	1校	1,358人

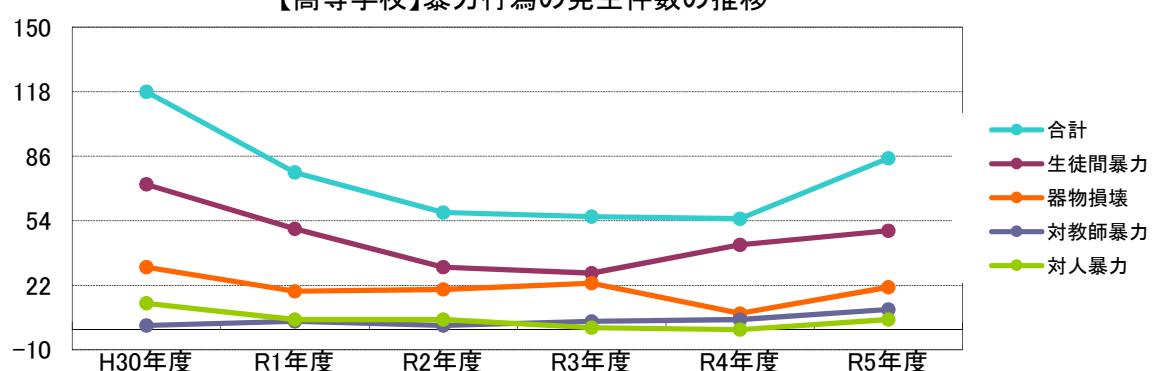
1 暴力行為の状況

（1）高等学校、発生件数の推移

形態	H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	2	1.7	4	5.1	2	3.4	4	7.1	5	9.1	10	11.8
生徒間暴力	72	61.0	50	64.1	31	53.4	28	50.0	42	76.4	49	57.6
対人暴力	13	11.0	5	6.4	5	8.6	1	1.8	0	0.0	5	5.9
器物損壊	31	26.3	19	24.4	20	34.5	23	41.1	8	14.5	21	24.7
合計	118		78		58		56		55		85	

（件）

【高等学校】暴力行為の発生件数の推移



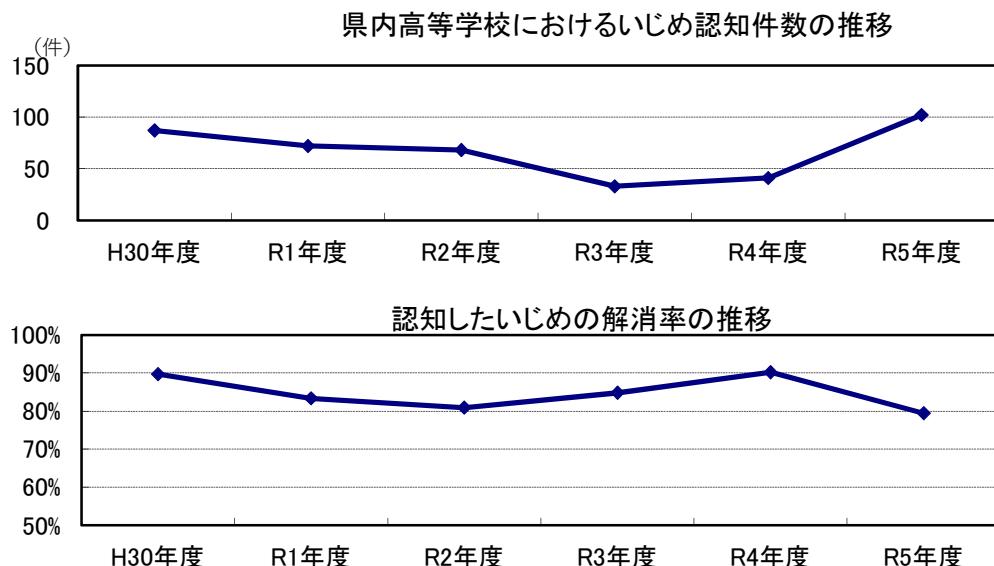
2 いじめの状況

(1) 高等学校におけるいじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
認知件数	87	72	68	33	41	102
解消率	89.7%	83.3%	80.9%	84.8%	90.2%	79.4%



※解消率は、認知件数に対して「解消している」と回答した件数の割合

※文部科学省調査における「いじめが解消している状態」の定義（概略）

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消：

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 指導後のいじめの状況

(件)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
解消している	55	28	37	81
解消に向けて取組中	11	3	4	18
その他	2	2	0	3

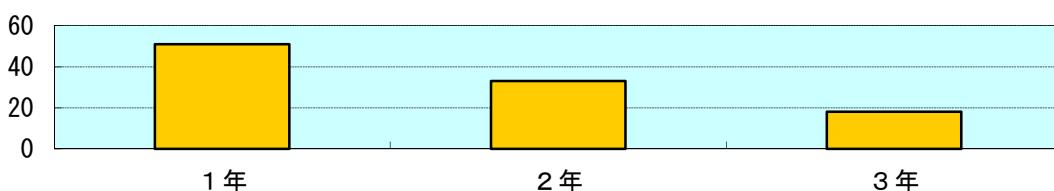
(3) 学年別いじめの認知件数 (件)

学年	1年	2年	3年
R4年度	19	14	8
R5年度	51	33	18

※ 定時制第4学年は、第3学年に含む。

(件)

学年別いじめの認知件数



(4) いじめ発見のきっかけ (件)

区分	R4年度	R5年度
学級担任が発見	2	8
学級担任以外の教職員が発見	3	5
養護教諭が発見	1	1
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	12	29
本人からの訴え	16	39
本人の保護者からの訴え	3	16
他の児童生徒からの情報	4	2
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0	1
地域の住民からの情報	0	0
学校以外の関係機関からの情報	0	1
その他	0	0
計	41	102

(5) いじめの態様 (複数回答可) (件)

区分	R4年度	R5年度
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句等を言われる	31	72
仲間はずれ、集団による無視をされる	3	21
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる 等	5	13
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる 等	1	3
金品をたかられる	0	2
持ち物を隠される、盗まれる、壊される 等	4	5
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	3	4
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される 等	7	21
その他	0	4
計	54	145

(6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区分	R4年度(件)	R4実施率	R5年度(件)	R5実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	78	68%	93	83%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	31	27%	40	36%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	33	29%	34	30%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	40	35%	39	35%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	93	82%	94	84%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	71	62%	70	63%
警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員を指定した。			11	10%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	79	69%	78	70%
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	12	11%	8	7%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	10	9%	18	16%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	67	59%	64	57%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	88	77%	64	57%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	114	100%	112	100%

(7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

区分	R4年度(件)	R4実施率	R5年度(件)	R5実施率
アンケート調査の実施	114	100%	112	100%
個別面談の実施	62	54%	75	67%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	12	11%	15	13%
家庭訪問	5	4%	7	6%
その他	0	0%	3	3%

3 長期欠席（不登校等）の状況

(1) 令和5年度 高等学校における理由別長期欠席者数 (人)

区分	在籍生徒数	理由別長期欠席者数									新型コロナウイルスの感染回避	その他	合計
		病気	経済的理由	不登校			うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者				
				中退	原級留置								
全日制	53,618	242	2	671	210	25	90	14	4		41	956	
定時制	2,334	67	30	540	128	33	210	37	9		74	711	
合計	55,952	309	32	1,211	338	58	300	51	13	0	115	1,667	

(2) 高等学校の不登校（年間30日以上の欠席者）の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
全日制	504人	469人	421人	516人	549人	671人
県割合	0.79%	0.74%	0.70%	0.90%	1.00%	1.25%
国割合	1.20%	1.20%	1.10%	1.30%	1.60%	1.90%
定時制	688人	431人	622人	568人	587人	540人
県割合	23.64%	14.95%	21.53%	21.65%	23.71%	23.1%
国割合	16.30%	15.70%	14.50%	16.90%	18.70%	20.5%
計	1192人	900人	1043人	1084人	1136人	1211人

※不登校に関する留意点

- ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
- ・不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮すること。
（「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」より）

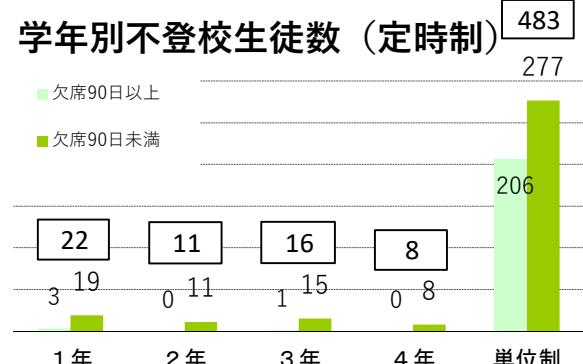
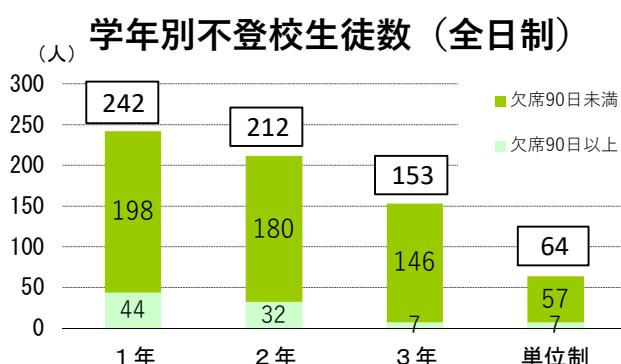
(3) 学年別不登校生徒数

(全日制) ※表内の数は人数 () 内は新規不登校者数

学年	1年	2年	3年	単位制	合計
R4年度	196(192)	170(147)	89(69)	94(90)	549(498)
R5年度	242(239)	212(183)	153(127)	64(57)	671(606)

(定時制)

学年	1年	2年	3年	4年	単位制	合計
R4年度	10(10)	10(9)	18(13)	9(4)	540(258)	587(294)
R5年度	22(21)	11(8)	16(12)	8(4)	483(226)	540(271)



(4) 不登校生徒への指導結果状況

区分	全日制				定時制			
	R4年度		R5年度		R4年度		R5年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する（できる）ようになった生徒	305	55.6%	437	65.1%	179	30.5%	175	32.4%
指導中の児童生徒	244	44.4%	234	34.9%	408	69.5%	365	67.6%
計	549		671		587		540	

(5) 不登校生徒について学校が把握した事実（複数回答可）

		① たいじめの被害の情報や相談があつた。	② るいじめの被害を除く友人関係をめぐる問題の情報	③ や教職員との関係があつた。	④ 見学業の不振や頻繁な宿題の未提出があつた。	⑤ 学校のきまり等に関する相談があつた。	⑥ が転編入学、進級時の不適による相談があつた。	⑦ が家庭生活の変化に関する情報や相談があつた。	⑧ や親子の関わり方にに関する問題の情報	⑨ あ生活リズムの不調に関する相談があつた。	⑩ あそび、非行に関する情報や相談があつた。	⑪ の学校生活に対してやる気が出ない等があつた。	⑫ 不安・抑うつの相談があつた。	⑬ 教育的支援の求めや相談がある特別な状況がある。	⑭ め個別相談があつた。（外）についての求	合計
全日制	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）(件)	7	82	12	94	13	86	34	55	184	13	205	147	20	10	962
	割合 (%)	0.7%	8.5%	1.2%	9.8%	1.4%	8.9%	3.5%	5.7%	19.1%	1.4%	21.3%	15.3%	2.1%	1.0%	
定時制	不登校生徒について把握した事実（複数回答可）(件)	0	21	3	34	4	30	12	18	186	14	151	93	56	23	645
	割合 (%)	0.0%	3.3%	0.5%	5.3%	0.6%	4.7%	1.9%	2.8%	28.8%	2.2%	23.4%	14.4%	8.7%	3.6%	

4 中途退学者の状況

(1) 中途退学者数及び中途退学率

(割合：中途退学者数／生徒総数、計と高校進学率は、通信制を除いたものである。)

	年 度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
全日制	人 数	544	429	404	484	417	515
	割合(%)	0.85	0.68	0.67	0.84	0.76	0.96
定時制	人 数	424	309	260	192	231	244
	割合(%)	14.6	10.7	9.0	7.3	9.3	10.45
計	人 数	968	738	664	676	648	759
	割合(%)	1.45	1.1	1.05	1.13	1.13	1.36
本県高校進学率(%)		95.1	94.5	94.2	93.5	92.9	90.3
全国中退率(公立)(%)		1.3	1.1	1	1	1.1	1.2
通信制	人 数	31	39	35	38	37	146
	割合(%)	2.4	3	2.64	2.86	2.79	10.75

(2) 中途退学の理由

(全日制)

(件)

	学業不振等	学校生活・学業不適応	進路変更	病気けが死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他	計
1年	6	75	93	6	0	4	1	3	188
2年	3	61	94	4	0	3	4	1	170
3年	1	21	38	1	0	1	5	0	67
単位制	0	46	34	2	0	1	7	0	90
計	10	203	259	13	0	9	17	4	515
割合(%)	1.9	39.4	50.3	2.5	0.0	1.7	3.3	0.8	100.0

(定時制)

(件)

	学業不振等	学校生活・学業不適応	進路変更	病気けが死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他	計
1年	1	17	4	1	0	0	0	1	24
2年	0	8	3	0	0	0	0	0	11
3年	0	5	4	1	0	2	1	0	13
4年	0	3	0	0	0	1	0	0	4
単位制	7	73	93	1	2	2	0	14	192
計	8	106	104	3	2	5	1	15	244
割合(%)	3.3	43.4	42.6	1.2	0.8	2.0	0.4	6.1	100.0